

(別紙1)

「森林経営計画制度の運用上の留意事項について」(平成24年12月13日付け24林整計第152号林野庁森林整備部計画課長通知)の一部改正
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 森林経営計画の認定等について (略)</p> <p>(1) 認定請求書及び森林経営計画書の記載事項並びに添付書類の形式審査 (略)</p> <p>ア 認定請求書等に記載する請求者等の氏名 認定請求書、変更認定請求書及び森林経営計画に係る伐採等の届出書に記載する請求者及び届出人(以下「請求者等」という。)の氏名については、様式の注意事項において「氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」とされており、いずれの場合においても請求者等(共同による森林経営計画にあっては、計画作成者たる計画対象森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の全てであることを要する。)が自署又は押印を行うことが必要である。</p> <p>ただし、共同による森林経営計画における次のいずれかに該当する手続にあっては、当該手続が自ら所有し又は森林の経営の委託を受けている森林に係るものでない場合は、当該森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は自署又は押印を行わないこととして運用して差し支えない。その場合、自署又は押印を行わないこととされた者に対して、その内容を周知しなければならない。</p> <p>① <u>森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の減以外の変更認定請求手続</u></p>	<p>1 森林経営計画の認定等について (略)</p> <p>(1) 認定請求書及び森林経営計画書の記載事項並びに添付書類の形式審査 (略)</p> <p>ア 認定請求書等に記載する請求者等の氏名 認定請求書、変更認定請求書及び森林経営計画に係る伐採等の届出書に記載する請求者及び届出人(以下「請求者等」という。)の氏名については、様式の注意事項において「氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。」とされており、いずれの場合においても請求者等(共同による森林経営計画にあっては、計画作成者たる計画対象森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の全てであることを要する。)が自署又は押印を行うことが必要である。</p> <p>ただし、共同による森林経営計画における次のいずれかに該当する手続にあっては、当該手続が自ら所有し又は森林の経営の委託を受けている森林に係るものでない場合は、当該森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は自署又は押印を行わないこととして運用して差し支えない。その場合、自署又は押印を行わないこととされた者に対して、その内容を周知しなければならない。</p>

② 森林経営計画に係る伐採等の届出書に係る手続

なお、森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の増の手続きにあつては、追加する計画対象森林の森林所有者に加えて、少なくとも一の当該計画対象森林の認定森林所有者等（法第12条第1項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）の自署又は押印を行うことが必要である。

また、この場合において、規則第33条第1号イに掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「林班計画」という。）を同号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「区域計画」という。）に変更する場合は、計画対象森林とする必要のある森林が、林班内の自らが森林の経営を行う全ての森林から、同号ロに定める区域内の自らが森林の経営を行う全ての森林となることについて、当該林班計画の認定森林所有者等に対して十分な周知を図る必要がある。

イ 森林経営計画書に記載する森林の経営に関する長期の方針

森林経営計画の継続性の有無に関して、長官通知Iの2の(1)ウの「森林経営計画が継続的に作成されるよう指導する」とは、例えば、都道府県が管理する森林簿に森林経営計画の対象森林の所在や認定時期を記録すること等により、一旦森林経営計画の対象となった森林については、計画期間満了後も引き続き森林経営計画の対象森林とするよう認定請求者等に対して指導することである。

また、林班計画にあつては、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による当該林班計画への参画に協力する旨を記載するとともに、区域計画にあつては、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による当該区域計画への参画及び当該区域計画の対象森林と重複する林班計画の作成に協力する旨を記載することが必要である。

一方、規則第33条第2号に掲げる場合に該当して作成する森林経営計画（以下「属人計画」という。）にあつては、当該計画対

なお、森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の増の手続きにあつては、少なくとも一の認定森林所有者等（法第12条第1項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）の自署又は押印を行うことが必要である。

① 森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の減以外の変更認定請求手続

② 森林経営計画に係る伐採等の届出書に係る手続

イ 森林経営計画書に記載する森林の経営に関する長期の方針

規則第33条第1号に掲げる場合に該当して作成する森林経営計画（属地計画）にあつては、計画対象森林を含む林班内に存する森林について自ら経営を行う者による森林経営計画（属地計画）への参画に協力する旨、同条第2号に掲げる場合に該当して作成する森林経営計画（属人計画）にあつては、計画対象森林を含む林班内に存する森林について自ら経営を行う者からの申出に応じて、同条第1項に掲げる場合に該当する森林経営計画（属地計画）を作成する旨をそれぞれ記載することが必要である。

象森林を含む林班内の他の森林所有者による当該属人計画の対象森林と重複する林班計画の作成に協力する旨を記載することが必要である。

ウ 認定の請求の添付書類

添付書類は、規則第37条並びに長官通知 I の 2 の (1) オ及びカに従うことが必要である。

なお、同条第 1 項第 2 号の規定に基づく森林の経営の委託を受けたものであることを証する書面は、長官通知 I の 2 の (1) オ(ウ)のとおり森林経営委託契約書の写しのほか、認定権者が認定に際して森林経営委託契約書を確認する場合は、認定請求者が当該契約を締結した旨を記載した書面（参考様式：森林経営委託契約締結済報告書）に代えることができることとする。

(2)・(3) (略)

(4) 計画対象森林

森林経営計画の対象森林は、法第11条第 1 項、令第 3 条第 1 号（一体整備相当森林の面積規模の基準）及び第 2 号（一体整備相当森林の定性的基準）、規則第33条第 1 号（林班計画又は区域計画の面積規模の基準）又は同条第 2 号（属人計画の面積規模の基準）並びに長官通知 I の 2 の (1) イの基準を満たすことが必要である。

また、長官通知 I の 2 の (1) イの「認定森林所有者等及び認定森林所有者等に森林の経営の委託をした者以外の者と共有している森林を除く」とは、他者と共同で所有する森林については、認定森林所有者等のみで育成することができるものを除き一体整備相当森林に含めないことである。

さらに、法第11条第 1 項により「自ら森林の経営を行う森林」であることが必要であるが、自ら森林の経営を行う対象とならない分筆可能な附帯地等は、計画対象森林から除外することも可能である。なお、分筆可能な附帯地等を例示すれば、次のとおりである。

ウ 認定の請求の添付書類

添付書類は、規則第37条並びに長官通知 I の 2 の (1) オ及びカに従うことが必要である。

(2)・(3) (略)

(4) 計画対象森林

森林経営計画の対象森林は、法第11条第 1 項、令第 3 条第 1 号（一体整備相当森林の面積規模の基準）及び第 2 号（一体整備相当森林の定性的基準）、規則第33条第 1 号（属地計画の面積規模の基準）及び第 2 号（属人計画の面積規模の基準）並びに長官通知 I の 2 の (1) イの基準を満たすことが必要である。

また、長官通知 I の 2 の (1) イの「認定森林所有者等及び認定森林所有者等に森林の経営の委託をした者以外の者と共有している森林を除く」とは、他者と共同で所有する森林については、認定森林所有者等のみで育成することができるものを除き一体整備相当森林に含めないことである。

さらに、法第11条第 1 項により「自ら森林の経営を行う森林」であることが必要であるが、自ら森林の経営を行う対象とならない分筆可能な附帯地等は、計画対象森林から除外することも可能である。なお、分筆可能な附帯地等を例示すれば、次のとおりである。

①～⑤ (略)

なお、この場合にあつては、規則第33条第1号に定める一体整備相当森林の面積規模の基準から除外する森林として運用して差し支えない。

(5) 計画対象森林に治山事業の施工地が含まれる場合の取扱い

森林経営計画の認定請求者（計画変更の認定請求を行う認定森林所有者等を含む。）は、都道府県知事に対して治山事業の施工地をその全部又は一部とする森林経営計画の認定請求を行うことにつき同意を求めるものとする。この場合、都道府県知事は、治山事業の実施について特段の支障が無ければ同意することとする。

(6)・(7) (略)

2 森林経営計画の変更について

(1)・(2) (略)

(3) 森林経営計画の変更に係る指導

長官通知 I の 3 の (3) の「一旦認定された森林経営計画の計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導する」とは、特段の理由なく計画対象森林の一部を除外する変更は行わないよう、また、林班計画から区域計画への移行や森林経営計画間の統合等に際して、変更前の全ての計画対象森林を含めて変更するよう指導することである。

3 森林経営計画の変更の認定

森林経営計画の変更の認定については、長官通知 I の 4 のとおり、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあつたものとみ

①～⑤ (略)

なお、この場合にあつては、規則第33条第1号に定める一体整備相当森林の面積規模の基準から除外する森林として運用して差し支えない。

(5) 計画対象森林に治山事業の施工地が含まれる場合の取扱い

森林経営計画の認定請求者（計画変更の認定請求を行う認定森林所有者等を含む。）は、都道府県知事に対して治山事業の施工地をその全部又は一部とする森林経営計画の認定請求を行うことにつき同意を求めるものとする。この場合、都道府県知事は、治山事業の実施について特段の支障が無ければ同意することとする。

なお、治山事業の施工地を森林経営計画の対象森林の全部又は一部とする同意を得た認定森林所有者等は、当該治山事業の施工地を計画的伐採対象森林以外の森林としなければならない（計画的伐採対象森林から除外するとともに、法第14条の遵守義務の適用対象外となる）。

(6)・(7) (略)

2 森林経営計画の変更について

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

なして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとされている。

ただし、計画期間中に新たに計画対象森林を追加するために森林経営計画を変更する場合（森林経営計画の変更の認定請求時に他の森林経営計画の対象森林となっている森林を追加する場合を除く。）の変更後の森林経営計画への規則第38条第4号（規則第39条において適用することとされる場合を含む。）の基準の適用については、当該認定請求時の計画期間の残存年数を考慮し、付録第2の算式により算出される面積を次の算式により算出される面積とみなして同号の基準を適用することができるものとする。

なお、この場合において、新たに追加する計画対象森林のうち、当該森林経営計画の始期から変更の認定請求日を含む年の前年までに間伐を実施した森林は、同号に定める計画的間伐対象森林に含めないものとして取り扱うものとする。

$$\frac{K + k \times t}{5}$$

K：変更前の規則付録第2の算式により算出される面積

k：新たに追加する計画対象森林に係る規則付録第2の算式により算出される面積

t：変更の認定請求日を含む年を含めた計画期間の残存年数

4 （略）

参考様式

森林経営委託契約締結済報告書

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣） 殿

住 所

〔法人にあつては、名〕

3 （略）

（新設）

請求者 氏名 称及び代表者の氏名 印

森林経営委託契約締結済報告書の提出について

別紙の森林経営計画の認定請求に当たって、次の森林所有者と森林経営委託契約を締結した旨報告します。

記

住 所	氏 名	契約締結年月日	契約期間	契約対象森林面積	備考
			～		
計			～		

(記載注意事項)

1. 本報告書を提出するに当たり、市町村等の認定権者による森林経営委託契約書の確認を受けるものとする。
2. 契約期間を自動更新する契約を締結している場合は、「備考」にその旨記載する。

付録1・付録2 (略)

付録1・付録2 (略)

(別紙2)

「森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の運用について」(平成24年3月30日付け23林整計第386号林野庁計画課長通知)の一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>市町村の長は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第11条第5項(法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による森林経営計画の認定に当たり、法第11条第1項に規定する「自らが森林の経営を行う森林であってこれを一体として整備することを相当とするもの」(以下「一体整備相当森林」という。)の面積の基準から除外する森林について、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第3条第1号の規定によりこの告示に従い指定することとなるが、各号の規定の趣旨は以下のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4号について</p> <p>本号は、第1号から第3号に掲げる森林のほか、計画的な森林の施業及び保護を実施することが著しく困難又は不相当であると認められる森林を除外するための規定である。</p> <p>具体的には、省令第33条第1号イに掲げる場合に該当する森林経営計画(林班計画)について、次の①～⑤に該当する森林の面積を<u>一体整備相当森林の面積の基準から除外することができることとする。</u></p> <p>① <u>森林所有者が不確知である森林</u></p> <p>② <u>破産、倒産等による保全処分により自らが森林の経営を実施することができない森林所有者が所有する森林</u></p> <p>③ <u>林班計画を作成しようとする者による計画作成の働きかけに応じない森林所有者が所有する森林として市町村の長が認めたもの又は市町村の長による森林の経営の受委託のあっせん等に</u></p>	<p>市町村の長は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第11条第5項(法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による森林経営計画の認定に当たり、法第11条第1項に規定する「自らが森林の経営を行う森林であってこれを一体として整備することを相当とするもの」(以下「一体整備相当森林」という。)の面積の基準から除外する森林について、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第3条第1号の規定によりこの告示に従い指定することとなるが、各号の規定の趣旨は以下のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4号について</p> <p>本号は、第1号から第3号に掲げる森林のほか、計画的な森林の施業及び保護を実施することが著しく困難又は不相当であると認められる森林を除外するための規定である。</p> <p>具体的には、省令第33条第1号イに掲げる場合に該当する<u>森林を対象とする森林経営計画(属地計画)</u>について、</p> <p>① <u>森林所有者が不確知である森林、</u></p> <p>② <u>破産、倒産等による保全処分により自らが森林の経営を実施することができない森林所有者が所有する森林、</u></p> <p>③ <u>属地計画の作成を行おうとする者による計画作成の働きかけに応じず、かつ、市町村の長による森林の経営の受委託のあっせん等にも</u> <u>応じない森林所有者が所有する森林、</u></p>

応じない森林所有者が所有する森林

④ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条に規定する分収造林契約に係る森林

⑤ 省令第33条第1号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画（区域計画）及び同条第2号に掲げる場合に該当する森林経営計画（属人計画）の対象森林のうち、林班計画の認定請求をしようとする者と森林の経営に関する方針が一致しないこと等により、当該林班計画の対象森林に含めることが適当でない森林

④ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条に規定する分収造林契約に係る森林（新設）

について、それぞれその森林の面積を一体整備相当森林の面積の基準から除外することとする。